

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長南町は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長南町長

公表日

令和7年6月12日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	長南町子ども医療費の助成に関する規則(平成15年規則第2号)並びに長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号)に基づき、下記の事務について取り扱う。 ①医療費助成受給券(交付・更新・変更)に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び決定に関する事務 ②医療費支給に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査及び決定に関する事務
③システムの名称	子ども医療受給者台帳管理システム、共通宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、バックアップシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費受精情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 ・長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号。以下「長南町番号利用条例」という。)第4条第1項及び別表その1の8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 長南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 長南町総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110番地 長南町総務課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月12日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月12日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー情報連携制度を使用し、他市町村へ照会を行う際には、複数人での確認を行うよう厳守している。また、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、次のような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。</p> <ul style="list-style-type: none">・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力時は、複数人で確認を行う。・特定個人情報の記載のある申請書の保管は、施錠のできる書棚等に保管する。	

9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input checked="" type="radio"/> 外部監査
-------	---------------------------------------	-------------------------------	---------------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	-----------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	行政情報システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、マイナンバー情報連携等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。そのため、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 課長 荒井清志	保健福祉課 課長	健康保険課 課長	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	新様式の変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和4年3月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号 別表第二 9の項	番号法第19条第15号 別表第二 9の項	事後	
令和7年6月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第2項 別表第一 7の項 長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第1並びに別表第2	・行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 ・長南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第28号。以下「長南町番号利用条例」という。)第4条第1項及び別表その1の8の項	事後	
令和7年6月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第15号 別表第二 9の項	番号法第19条第9号 長南町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1	事後	
令和7年6月12日	IV8. 人手を介在させる作業 人へのミスが発生するリスク への対策は十分か	(新規項目のため、記載なし)	[十分である]	事後	
令和7年6月12日	判断の根拠	(新規項目のため、記載なし)	マイナンバー情報連携制度を使用し、他市町村へ照会を行う際には、複数人での確認を行うよう厳守している。また、特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、次のような対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力時は、複数人で確認を行う。 ・特定個人情報の記載のある申請書の保管は、施錠のできる書棚等に保管する。	事後	
令和7年6月12日	IV9. 監査 実施の有無	[]外部監査	[○]外部監査	事後	
令和7年6月12日	IV リスク対策 11. 最も最優先度が高いと考 えられる対策 最も最優先が高いと考える対 策	(新規項目のため、記載なし)	3)権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策	事後	
令和7年6月12日	IV リスク対策 11. 最も最優先度が高いと考 えられる対策 最も最優先が高いと考える対 策 当該対策は十分か【再掲】	(新規項目のため、記載なし)	十分である	事後	
令和7年6月12日	IV リスク対策 11. 最も最優先度が高いと考 えられる対策 最も最優先が高いと考える対 策 判断の根拠	(新規項目のため、記載なし)	行政情報システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、マイナンバー情報連携等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。そのため、アクセス権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。	事後	